

入札説明書
(タブレット型情報端末入札説明書)

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和2年12月28日(月)

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
 タブレット型情報端末 一式
- (2) 借入物品の特質等 県立中学校及び中等教育学校用タブレット端末等明細書(以下「明細書」という。)のとおり
- (3) 納入期限 令和3年1月29日(金)
- (4) 契約期間 令和3年2月1日(月)から令和8年1月31日(土)まで(60月)
- (5) 納入場所 明細書のとおり
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者として貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- カ 書類等の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- ク 県税に未納がないこと。
- ケ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- コ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (2) 上記(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。
- ア 申請用紙等を配布する場所及び受付場所
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985-26-7208
- イ 申請書類の受付期間
令和2年12月28日（月）から令和3年1月13日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
ただし、受付期間終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わない場合がある。
- (3) 入札に参加しようとする者は、(1)イからコまでの資格要件を満たすことを証明する書類を別紙様式1により提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 上記(3)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について
- ア 提出場所
宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985(44)2601
- イ 提出期限
令和3年1月13日（水） 午後5時
- ウ 提出方法
持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）
- エ 事前審査の実施
入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。
審査期間 令和3年1月14日（木）から令和3年1月15日（金）まで
- オ 事前審査結果の通知
事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審

査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この結果は、審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約事項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985(44)2601
- (2) 期間 令和2年12月28日(月)から令和3年1月13日(水)まで

6 入札説明書及び明細書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 期間 令和2年12月28日(月)から令和3年1月13日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問

- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
 - ア 提出期限 令和3年1月13日(水)午後5時
 - イ 提出先 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
 - ウ 提出方法 電子メールによる
E-mail : kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp
- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
 - ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
 - イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- (2) 提出期限 令和3年1月18日(月) 午後5時まで
- (3) 提出方法 別紙様式2による入札書を、持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
 - ア 入札書は入札しようとする借入物品毎に封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『1月18日開封「タブレット型情報端末 一式」の入札書在中』と朱書きしなければならない。なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『1月18日開封「タブレット型情報端末 一式」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記(2)の提出期限を必着とする。
 - イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
 - ウ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁3号館3階 会議室
- (2) 日時 次表による

入札名	日 時
タブレット型情報端末	令和3年1月20日(水) 午後2時00分

- (3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。
- (5) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、開札の執行を延期又は取り消す。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の10以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（過去2箇年の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める）。

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985(44)2601